

徳島県徳島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第3号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町折野沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分39秒東経134度27分59秒 ロ 北緯34度14分5秒東経134度27分59秒 ハ 北緯34度14分6秒東経134度28分30秒 ニ 北緯34度13分40秒東経134度28分30秒	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第5号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町折野沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分32秒東経134度29分8秒 ロ 北緯34度13分58秒東経134度29分3秒 ハ 北緯34度14分4秒東経134度29分35秒 ニ 北緯34度13分38秒東経134度29分38秒	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第6号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町鳥ヶ丸沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分45秒東経134度29分37秒 ロ 北緯34度14分8秒東経134度29分35秒 ハ 北緯34度14分9秒東経134度30分11秒 ニ 北緯34度13分46秒東経134度30分11秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月25日から3月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第7号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町宿毛谷沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分44秒東経134度30分11秒 ロ 北緯34度14分9秒東経134度30分11秒 ハ 北緯34度14分10秒東経134度31分20秒 ニ 北緯34度13分44秒東経134度31分19秒	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第9号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町大浦沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度14分7秒東経134度31分35秒 ロ 北緯34度14分30秒東経134度31分35秒 ハ 北緯34度14分32秒東経134度32分37秒 ニ 北緯34度14分8秒東経134度32分37秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月25日から3月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第10号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町大浦沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分42秒東経134度31分35秒 ロ 北緯34度14分7秒東経134度31分35秒 ハ 北緯34度14分7秒東経134度31分58秒 ニ 北緯34度13分43秒東経134度31分58秒	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第11号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町粟田沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度14分13秒東経134度32分55秒 ロ 北緯34度14分32秒東経134度32分55秒 ハ 北緯34度14分32秒東経134度33分2秒 ニ 北緯34度14分14秒東経134度33分18秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月25日から3月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第12号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町栗田沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第19号の1の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第19号の1 北緯34度13分30秒東経134度33分55秒 イ 北緯34度13分24秒東経134度32分59秒 ロ 北緯34度13分35秒東経134度32分59秒 ハ 北緯34度13分34秒東経134度32分55秒 ニ 北緯34度14分13秒東経134度32分55秒 ホ 北緯34度14分14秒東経134度33分18秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第19号の1の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第16号 鳴門市北灘町栗田字大岸音谷川川口 基点区第19号の1 鳴門市北灘町、瀬戸町界 イ ロから180度の直線と最大高潮時海岸線との交点 ロ 基点区第16号から33度9分、365メートルの点 ハ 基点区第16号から18度15分、319メートルの点 ニ 基点区第16号から3度50分、1,493メートルの点 ホ 基点区第19号の1から324度30分、1,640メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第14号	北泊漁業協同組合 堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町北泊沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分58秒東経134度33分36秒 ロ 北緯34度14分8秒東経134度33分27秒 ハ 北緯34度14分9秒東経134度33分30秒 ニ 北緯34度13分58秒東経134度33分39秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第24号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称烏帽子の鼻 イ 基点区第24号から265度、590メートルの点 ロ 基点区第24号から289度、870メートルの点 ハ 基点区第24号から291度、800メートルの点 ニ 基点区第24号から265度、520メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町北泊及び堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第15号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町堂浦字日出沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分33秒東経134度34分5秒 ロ 北緯34度13分35秒東経134度34分6秒 ハ 北緯34度13分34秒東経134度34分13秒 ニ 北緯34度13分32秒東経134度34分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第22号 鳴門市瀬戸町堂浦字日出導流堤基部 基点区第23号の2 鳴門市瀬戸町堂浦字日出中防波堤基部 イ 基点区第22号から鳴門市瀬戸町北泊字小海導流堤基部見通し線上180メートルの点 ロ 基点区第22号から鳴門市瀬戸町北泊字小海導流堤基部見通し線上130メートルの点 ハ 基点区第23号の2から227度、135メートルの点 ニ 基点区第23号の2から222度30分、200メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第16号	北泊漁業協同組合 堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町堂浦字日出沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分29秒東経134度34分6秒 ロ 北緯34度13分31秒東経134度34分7秒 ハ 北緯34度13分27秒東経134度34分11秒 ニ 北緯34度13分26秒東経134度34分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第23号の1 鳴門市瀬戸町北泊字小海小海防波堤先端 イ 基点区第23号の1から341度30分、220メートルの点 ロ 基点区第23号の1から352度30分、260メートルの点 ハ 基点区第23号の1から24度30分、150メートルの点 ニ 基点区第23号の1から10度30分、110メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町北泊及び堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第17号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町北泊沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分52秒東経134度33分53秒 ロ 北緯34度13分59秒東経134度33分52秒 ハ 北緯34度13分59秒東経134度33分55秒 ニ 北緯34度13分52秒東経134度33分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第24号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称烏帽子の鼻 イ 基点区第24号から212度30分、270メートルの点 ロ 基点区第24号から264度30分、180メートルの点 ハ 基点区第24号から264度30分、100メートルの点 ニ 基点区第24号から195度、220メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第18号	北泊漁業協同組合	鳴門市瀬戸町北泊地先	次の基点区第24号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第24号 北緯34度13分59秒東経134度33分59秒 イ 北緯34度13分58秒東経134度33分43秒 ロ 北緯34度14分16秒東経134度33分47秒 ハ 北緯34度14分30秒東経134度33分55秒 ニ 北緯34度14分44秒東経134度34分12秒 ホ 北緯34度14分44秒東経134度35分11秒 へ 北緯34度14分21秒東経134度35分13秒	次の基点区第24号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第24号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称烏帽子の鼻 基点区第25号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称黒岩の鼻 基点区第26号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称鶴の鼻 イ 基点区第24号から264度30分、400メートルの点 ロ 基点区第24号から330度、600メートルの点 ハ 基点区第24号から354度30分、950メートルの点 ニ 基点区第25号から354度30分、900メートルの点 ホ へから354度、700メートルの点 へ 基点区第26号から120度、100メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町北泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第19号	北泊漁業協同組合	鳴門市瀬戸町北泊地先	次の基点区第27号、イ、ロ及び基点区第28号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第27号 北緯34度14分33秒東経134度35分36秒 基点区第28号 北緯34度15分7秒東経134度36分22秒 イ 北緯34度14分39秒東経134度35分35秒	次の基点区第27号、イ、ロ及び基点区第28号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第27号 鳴門市瀬戸町北泊通称立り岩の鼻 基点区第28号 鳴門市瀬戸町大島田通称瀬の肩の鼻 イ 基点区第27号から354度30分、200メートルの点 ロ 基点区第28号から354度30分、200メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町北泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第20号	北泊漁業協同組合	鳴門市瀬戸町北泊地先	次の基点区第29号、イ及び基点区第30号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第29号 北緯34度14分0秒東経134度35分21秒 基点区第30号 北緯34度13分52秒東経134度35分17秒 イ 北緯34度13分55秒東経134度35分16秒	次の基点区第29号、イ及び基点区第30号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第29号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊突堤突端 基点区第30号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称白貝の鼻 イ 基点区第30号から290度、10メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町北泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第21号	北泊漁業協同組合	鳴門市瀬戸町北泊地先	次の基点区第30号、イ、ロ及び基点区第31号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第30号 北緯34度13分52秒東経134度35分17秒 基点区第31号 北緯34度13分50秒東経134度35分16秒 イ 北緯34度13分55秒東経134度35分16秒 ロ 北緯34度13分50秒東経134度35分16秒	次の基点区第30号、イ、ロ及び基点区第31号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第30号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称白貝の鼻 基点区第31号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊地先に標示した標識 イ 基点区第30号から290度、10メートルの点 ロ 基点区第31号から253度、10メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町北泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第22号	北泊漁業協同組合	鳴門市瀬戸町北泊地先	次の基点区第31号、イ、ロ及び基点区第32号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第31号 北緯34度13分50秒東経134度35分16秒 基点区第32号 北緯34度13分38秒東経134度35分22秒 イ 北緯34度13分50秒東経134度35分16秒 ロ 北緯34度13分38秒東経134度35分22秒	次の基点区第31号、イ、ロ及び基点区第32号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第31号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊地先に標示した標識 基点区第32号 鳴門市瀬戸町小島田字上戸地先に標示した標識 イ 基点区第31号から253度、10メートルの点 ロ 基点区第32号から253度、10メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町北泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第23号	北泊漁業協同組合	鳴門市瀬戸町堂浦地先	次の基点区第33号、イ及び基点区第34号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第33号 北緯34度13分34秒東経134度35分20秒 基点区第34号 北緯34度13分31秒東経134度35分22秒 イ北緯34度13分31秒東経134度35分23秒	次の基点区第33号、イ及び基点区第34号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第33号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参地先に標示した標識 基点区第34号 基点区第33号から南へ道路沿いに100メートルの点 イ基点区第34号から60度、40メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町北泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第24号	北泊漁業協同組合	鳴門市瀬戸町堂浦地先	次の基点区第34号、イ及び基点区第35号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第34号 北緯34度13分31秒東経134度35分22秒 基点区第35号 北緯34度13分30秒東経134度35分24秒 イ 北緯34度13分31秒東経134度35分23秒	次の基点区第34号、イ及び基点区第35号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第33号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参地先に標示した標識 基点区第34号 基点区第33号から南へ道路沿いに100メートルの点 基点区第35号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参地先に標示した標識 イ 基点区第34号から60度、40メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町北泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第25号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町堂浦地先	次の基点区第38号及び基点区第39号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第38号 北緯34度13分28秒東経134度35分34秒 基点区第39号 北緯34度13分23秒東経134度35分27秒	次の基点区第38号及び基点区第39号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第38号 鳴門市瀬戸町小島田字船隠地先に標示した標識 基点区第39号 鳴門市瀬戸町小島田字船隠地先に標示した標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第26号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町堂浦地先	次の基点区第36号及び基点区第37号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第36号 北緯34度13分26秒東経134度35分25秒 基点区第37号 北緯34度13分20秒東経134度35分20秒	次の基点区第36号及び基点区第37号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第36号鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参島田渡船場突堤基部から南海岸線上50メートルの点 基点区第37号鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参小鳴門公園門前突堤突端	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第27号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井地先	次の基点区第40号及び基点区第41号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第40号 北緯34度13分20秒東経134度35分26秒 基点区第41号 北緯34度13分3秒東経134度35分23秒	次の基点区第40号及び基点区第41号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第40号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称しょうじの鼻 基点区第41号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称わかばの鼻	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第28号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井地先	次の基点区第42号、イ、ロ及び基点区第43号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第42号 北緯34度13分0秒東経134度35分25秒 基点区第43号 北緯34度12分50秒東経134度35分28秒 イ 北緯34度12分59秒東経134度35分23秒 ロ 北緯34度12分51秒東経134度35分26秒	次の基点区第42号、イ、ロ及び基点区第43号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第42号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井阿波井神社西灯籠 基点区第43号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称宮の鼻 基点区第46号 鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端 イ 基点区第42号から鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸漁港堂浦地区通称谷港防波堤突端見通し線上50メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第29号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町堂浦地先	次の基点区第46号、イ、ロ及び基点区第47号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第46号 北緯34度12分54秒東経134度35分8秒 基点区第47号 北緯34度12分47秒東経134度35分4秒 イ 北緯34度12分53秒東経134度35分9秒 ロ 北緯34度12分47秒東経134度35分5秒	次の基点区第46号、イ、ロ及び基点区第47号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第46号 鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端 基点区第47号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り老泉水産研究課鳴門庁舎敷地南角 基点区第54号 鳴門市鳴門町高島字竹島地先に標示した標識 基点区第55号 鳴門市鳴門町高島字竹島地先に標示した標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第30号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町地先	次の基点区第50号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第51号の各点を順次に結んだ5直線並びに基点区第50号及びホを結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点区第50号 北緯34度12分37秒東経134度34分58秒 基点区第51号 北緯34度12分22秒東経134度35分4秒 イ 北緯34度12分44秒東経134度35分2秒 ロ 北緯34度12分43秒東経134度35分3秒 ハ 北緯34度12分38秒東経134度35分1秒 ニ 北緯34度12分25秒東経134度35分6秒 ホ 北緯34度12分37秒東経134度34分56秒	次の基点区第50号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第51号の各点を順次に結んだ5直線並びに基点区第50号及びホを結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点区第41号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称わかばの鼻 基点区第47号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り老泉水産研究課鳴門庁舎敷地南角 基点区第50号 鳴門市瀬戸町明神字上本城護岸南東端 基点区第51号 鳴門市瀬戸町明神字丸山地先に標示した標識 基点区第55号 鳴門市鳴門町高島字竹島地先に標示した標識 イ 基点区第50号から基点区第47号見通し線上200メートルの点 ロ 基点区第50号から基点区第41号見通し線上200メートルの点 ハ 基点区第50号から基点区第55号見通し線上70メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第31号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度12分20秒東経134度35分4秒 ロ 北緯34度12分21秒東経134度35分6秒 ハ 北緯34度12分17秒東経134度35分8秒 ニ 北緯34度12分16秒東経134度35分6秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第51号 鳴門市瀬戸町明神字丸山地先に標示した標識 イ 基点区第51号から178度、50メートルの点 ロ 基点区第51号から127度、50メートルの点 ハ 基点区第51号から145度、170メートルの点 ニ 基点区第51号から164度、170メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第32号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町小島田字上戸沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分33秒東経134度35分29秒 ロ 北緯34度13分34秒東経134度35分28秒 ハ 北緯34度13分36秒東経134度35分30秒 ニ 北緯34度13分35秒東経134度35分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第38号 鳴門市瀬戸町小島田字船隠地先に標示した標識 イ 基点区第38号から317度、190メートルの点 ロ 基点区第38号から317度、230メートルの点 ハ 基点区第38号から335度、250メートルの点 ニ 基点区第38号から339度、210メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第33号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町明神地先	次の基点区第52号、イ、ロ及び基点区第53号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第52号 北緯34度12分12秒東経134度35分6秒 基点区第53号 北緯34度11分55秒東経134度35分24秒 イ 北緯34度12分12秒東経134度35分12秒 ロ 北緯34度11分57秒東経134度35分25秒	次の基点区第52号、イ、ロ及び基点区第53号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第52号 鳴門市瀬戸町明神字鳴谷明神水門前の護岸北東角 基点区第53号 鳴門市瀬戸町明神字水汲谷地先に標示した標識 基点区第58号の1 鳴門市鳴門町高島字浜中地先樋門左岸入口西北角 基点区第58号の2 鳴門市鳴門町高島字南地先に標示した標識 イ 基点区第52号から基点区第58号の1見通し線上150メートルの点 ロ 基点区第53号から基点区第58号の2見通し線上50メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第34号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町地先	次の基点区第53号の1、イ、ロ及び基点区第53号の2の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第53号の1 北緯34度11分53秒東経134度35分28秒 基点区第53号の2 北緯34度11分43秒東経134度35分44秒	次の基点区第53号の1、イ、ロ及び基点区第53号の2の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第53号の1 鳴門市瀬戸町明神宇楠谷、水汲谷界 基点区第53号の2 鳴門市瀬戸町明神宇軒家33番の2 イ 基点区第53号の1から30度、50メートルの点 ロ 基点区第53号の2から30度、80メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第35号	堂浦漁業協同組合	鳴門市瀬戸町地先	次の基点区第53号の3、イ、ロ及び基点区第53号の4の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第53号の3 北緯34度11分43秒東経134度35分45秒 基点区第53号の4 北緯34度11分42秒東経134度35分49秒 イ 北緯34度11分45秒東経134度35分46秒 ロ 北緯34度11分44秒東経134度35分50秒	次の基点区第53号の3、イ、ロ及び基点区第53号の4の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第53号の3 鳴門市瀬戸町明神宇軒家3番の1北角 基点区第53号の4 鳴門市撫養町黒崎字磯崎住吉神社北角 イ 基点区第53号の3から30度、60メートルの点 ロ 基点区第53号の4から30度、60メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第36号	堂浦漁業協同組合	鳴門市撫養町黒崎地先	次の基点区第53号の5、イ、ロ及び基点区第53号の6の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第53号の5 北緯34度11分40秒東経134度35分52秒 基点区第53号の6 北緯34度11分35秒東経134度36分4秒 イ 北緯34度11分42秒東経134度35分53秒 ロ 北緯34度11分37秒東経134度36分5秒	次の基点区第53号の5、イ、ロ及び基点区第53号の6の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第53号の5 鳴門市撫養町黒崎字松島番外5番 基点区第53号の6 鳴門市撫養町黒崎字松島地先に標示した標識 イ 基点区第53号の5から30度、60メートルの点 ロ 基点区第53号の6から30度、60メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第37号	堂浦漁業協同組合	鳴門市鳴門町高島地先	次の基点区第54号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びりの各点を順次に結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第54号 北緯34度12分42秒東経134度35分25秒 イ 北緯34度12分44秒東経134度35分21秒 ロ 北緯34度12分41秒東経134度35分17秒 ハ 北緯34度12分33秒東経134度35分12秒 ニ 北緯34度12分22秒東経134度35分15秒 ホ 北緯34度12分14秒東経134度35分18秒 ヘ 北緯34度12分4秒東経134度35分26秒 ト 北緯34度12分1秒東経134度35分32秒 チ 北緯34度11分51秒東経134度35分50秒 リ 北緯34度11分55秒東経134度35分51秒	次の基点区第54号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びりの各点を順次に結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第46号 鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端 基点区第47号 鳴門市瀬戸町堂浦宇地廻り岩水産研究課鳴門庁舎敷地南角 基点区第50号 鳴門市瀬戸町明神宇上本城護岸南東端 基点区第51号 鳴門市瀬戸町明神宇丸山地先に標示した標識 基点区第52号 鳴門市瀬戸町明神宇鳴谷明神水門前の護岸北東角 基点区第54号 鳴門市鳴門町高島宇竹島地先に標示した標識 基点区第55号 鳴門市鳴門町高島宇竹島地先に標示した標識 基点区第56号 鳴門市鳴門町高島宇竹島地先に標示した標識 基点区第57号 鳴門市鳴門町高島宇浜中地先に標示した標識 基点区第58号 鳴門市鳴門町高島宇浜中地先に標示した標識 基点区第58号の2 鳴門市鳴門町高島宇南地先に標示した標識 基点区第59号 鳴門市鳴門町高島宇南地先に標示した標識 基点区第96号 鳴門市鳴門町高島宇山路高島渡船場石垣西角 イ 基点区第54号から基点区第46号見通し線上130メートルの点 ロ 基点区第55号から基点区第47号見通し線上100メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第38号	室撫佐漁業協同組合	鳴門市瀬戸町地先	次の基点区第28号、イ、ロ、ハ、ニ、基点区第65号及び基点区第64号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第28号 北緯34度15分7秒東経134度36分22秒 基点区第64号 北緯34度13分57秒東経134度37分1秒 基点区第65号 北緯34度13分56秒東経134度37分1秒 イ 北緯34度15分14秒東経134度36分21秒 ロ 北緯34度15分4秒東経134度36分56秒 ハ 北緯34度14分38秒東経134度37分12秒 ニ 北緯34度14分14秒東経134度37分20秒	次の基点区第28号、イ、ロ、ハ、ニ、基点区第65号及び基点区第64号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第28号 鳴門市瀬戸町大島田通称瀬の肩の鼻 基点区第61号 鳴門市瀬戸町大島田通称思崎の鼻 基点区第62号 鳴門市瀬戸町室通称番屋の鼻 基点区第63号 鳴門市瀬戸町堂浦宇阿波井通称竹が谷の鼻 基点区第64号 鳴門市瀬戸町堂浦宇阿波井通称堀越突端 基点区第65号 鳴門市鳴門町、瀬戸町界通称堀越中央 基点区第90号の1 鳴門市鳴門町土佐泊浦宇福池通称時崎の鼻 イ 基点区第28号から35度30分、200メートルの点 ロ 基点区第61号から64度30分、200メートルの点 ハ 基点区第62号から兵庫県南あわじ市門崎見通し線上200メートルの点 ニ 基点区第63号から基点区第90号の1見通し線上300メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町室及び撫佐	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第39号	室撫佐漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次の基点区第66号及び基点区第67号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第66号 北緯34度13分54秒東経134度36分52秒 基点区第67号 北緯34度13分47秒東経134度36分39秒	次の基点区第66号及び基点区第67号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第66号 鳴門市瀬戸町堂浦宇阿波井通称細谷の鼻 基点区第67号 鳴門市瀬戸町堂浦通称いせこの山の鼻	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町室及び撫佐	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第40号	室撫佐漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分51秒東経134度36分30秒 ロ 北緯34度13分51秒東経134度36分28秒 ハ 北緯34度13分48秒東経134度36分26秒 ニ 北緯34度13分48秒東経134度36分28秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第67号の1 鳴門市瀬戸町堂浦通称撫佐の鼻南端 イ 基点区第67号の1から347度、180メートルの点 ロ 基点区第67号の1から334度、220メートルの点 ハ 基点区第67号の1から303度、170メートルの点 ニ 基点区第67号の1から310度、120メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町室及び撫佐	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第41号	室撫佐漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分45秒東経134度36分26秒 ロ 北緯34度13分47秒東経134度36分20秒 ハ 北緯34度13分39秒東経134度36分16秒 ニ 北緯34度13分37秒東経134度36分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第67号の1 鳴門市瀬戸町堂浦通称撫佐の鼻南端 イ 基点区第67号の1から273度、160メートルの点 ロ 基点区第67号の1から280度、300メートルの点 ハ 基点区第67号の1から245度、450メートルの点 ニ 基点区第67号の1から229度30分、380メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町室及び撫佐	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第42号	堂浦漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次の基点区第74号、イ、ロ、ハ、ニ、基点区第76号及び基点区第75号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第74号 北緯34度13分16秒東経134度36分1秒 基点区第75号 北緯34度13分12秒東経134度35分55秒 基点区第76号 北緯34度13分5秒東経134度35分49秒 イ 北緯34度13分28秒東経134度36分9秒 ロ 北緯34度13分22秒東経134度36分14秒 ハ 北緯34度13分13秒東経134度36分4秒 ニ 北緯34度13分2秒東経134度35分53秒	次の基点区第74号、イ、ロ、ハ、ニ、基点区第76号及び基点区第75号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第69号の2 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称ヤケ谷の鼻 基点区第73号鳴門市瀬戸町小島田字馬越通称馬越えの鼻 基点区第74号鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称いかだ磯の鼻 基点区第75号鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井地先に標示した標識 基点区第76号鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井地先に標示した標識 基点区第77号の1 鳴門市鳴門町高島字中島長崎山通称みてぐらの鼻 基点区第78号鳴門市鳴門町高島字山路地先に標示した標識 イ基点区第73号から基点区第69号の2見通し線上200メートルの点 ロ基点区第73号から130度、400メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第43号	室撫佐漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分46秒東経134度36分50秒 ロ 北緯34度13分44秒東経134度36分53秒 ハ 北緯34度13分26秒東経134度36分37秒 ニ 北緯34度13分27秒東経134度36分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第68号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称ヨタイ谷の鼻 基点区第69号の1 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称ウノ鼻 イ 基点区第68号から330度、220メートルの点 ロ 基点区第68号から345度、130メートルの点 ハ 基点区第69号の1から鳴門市瀬戸町鏡島最高頂見通し線上330メートルの点 ニ 基点区第69号の1から鳴門市瀬戸町鏡島最高頂見通し線上430メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町室及び撫佐	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第44号	堂浦漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次の基点区第77号の2、イ、ロ及び基点区第77号の4の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第77号の2 北緯34度12分55秒東経134度36分34秒 基点区第77号の4 北緯34度12分56秒東経134度36分39秒 イ 北緯34度13分1秒東経134度36分37秒 ロ 北緯34度13分2秒東経134度36分42秒	次の基点区第77号の2、イ、ロ及び基点区第77号の4の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第69号の1 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称ウノ鼻 基点区第77号の2 鳴門市鳴門町高島字中島地先に標示した標識 基点区第77号の3 鳴門市鳴門町高島字中島通称二十貫の鼻 基点区第77号の4 基点区第77号の3から110度、20メートルの点 イ 基点区第77号の2から基点区第69号の1見通し線上200メートルの点 ロ 基点区第77号の4から25度30分、200メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第45号	新鳴門漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次の基点区第80号、イ、ロ、ハ及び基点区第78号の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第78号 北緯34度12分45秒東経134度36分16秒 基点区第80号 北緯34度12分39秒東経134度36分3秒 イ 北緯34度12分47秒東経134度35分59秒 ロ 北緯34度12分49秒東経134度36分4秒 ハ 北緯34度12分50秒東経134度36分12秒	次の基点区第80号、イ、ロ、ハ及び基点区第78号の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第76号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井地先に標示した標識 基点区第78号 鳴門市鳴門町高島字山路地先に標示した標識 基点区第79号 鳴門市鳴門町高島字山路地先に標示した標識 基点区第80号 鳴門市鳴門町高島字山路地先に標示した標識 イ 基点区第80号から基点区第76号見通し線上250メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第46号	堂浦漁業協同組合 撫佐漁業協同組合 鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次の基点区第68号とイの点を結ぶ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第68号 北緯34度13分40秒東経134度36分54秒 イ 北緯34度13分50秒東経134度36分57秒	次の基点区第68号とイの点を結ぶ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第68号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称コタイ谷の鼻 イ 基点区第68号から16度の直線と最大高潮時海岸線との交点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市瀬戸町堂浦、室及び撫佐並びに鳴門町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第47号	鳴門町漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次の基点区第72号の3、イ、ロ、ハ及び基点区第69号の5の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第69号の5 北緯34度13分9秒東経134度37分22秒 基点区第72号の3 北緯34度12分40秒東経134度37分3秒 イ 北緯34度12分46秒東経134度37分3秒 ロ 北緯34度12分55秒東経134度37分11秒 ハ 北緯34度12分56秒東経134度37分15秒	次の基点区第72号の3、イ、ロ、ハ及び基点区第69号の5の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第69号の3 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称平谷 基点区第69号の5 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛地先に標示した標識 基点区第70号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称大谷 基点区第72号の1 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷通称鹿の首南岸 基点区第72号の3 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷通称ナカ鼻 イ 基点区第72号の3と基点区第69号の3を結んだ直線と基点区第72号の1と基点区第69号の5を結んだ直線との交点 ロ 基点区第70号から305度30分、340メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業、うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池、宇大毛、宇黒山、宇大谷及び宇高砂	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第48号	鳴門町漁業協同組合	鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛地先	次の基点区第88号の5、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第89号の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第88号の5 北緯34度13分54秒東経134度37分35秒 基点区第89号 北緯34度14分0秒東経134度38分10秒 イ 北緯34度13分58秒東経134度37分29秒 ロ 北緯34度14分1秒東経134度37分40秒 ハ 北緯34度14分1秒東経134度37分57秒 ニ 北緯34度14分1秒東経134度38分9秒	次の基点区第88号の5、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第89号の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第88号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛旧淡路フェリーボート亀浦港敷地北端 基点区第88号の1 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称ナゴウラ手前の鼻 基点区第88号の3 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛亀浦港東防波堤基部 基点区第88号の5 基点区第88号の3から護岸上北へ25メートルの点 基点区第89号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻 イ 基点区第88号の1から282度、350メートルの点 ロ 基点区第88号の1から340度、190メートルの点 ハ 基点区第88号から21度30分、140メートルの点 ニ 基点区第89号から315度、50メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池、宇大毛、宇黒山、宇大谷及び宇高砂	旧淡路フェリー発着場への航路を確保すること。養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第49号	鳴門町漁業協同組合	鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先	次の基点区第90号の3、イ及び基点区第90号の1の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第90号の1 北緯34度14分10秒東経134度38分11秒 基点区第90号の3 北緯34度14分4秒東経134度38分9秒 イ 北緯34度14分11秒東経134度38分4秒	次の基点区第90号の3、イ及び基点区第90号の1の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第63号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻 基点区第90号の1 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称時崎の鼻 基点区第90号の3 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池亀浦漁港北防波堤突端 イ 基点区第90号の1から基点区第63号見通し線上200メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池、宇大毛、宇黒山、宇大谷及び宇高砂	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第50号	鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合	鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先	次の基点区第90号の1、イ、ロ及び基点区第92号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第90号の1 北緯34度14分10秒東経134度38分11秒 基点区第92号 北緯34度14分23秒東経134度38分37秒 イ 北緯34度14分11秒東経134度38分4秒 ロ 北緯34度14分21秒東経134度38分23秒	次の基点区第90号の1、イ、ロ及び基点区第92号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第63号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻 基点区第90号の1 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称時崎の鼻 基点区第91号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称御膳石 基点区第92号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称孫崎の鼻 イ 基点区第90号の1から基点区第63号見通し線上200メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第51号	鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合	鳴門市鳴門町土佐泊浦地先	次の基点区第92号、基点区第93号、イ及び基点区第94号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第92号 北緯34度14分23秒東経134度38分37秒 基点区第93号 北緯34度14分15秒東経134度38分44秒 基点区第94号 北緯34度13分25秒東経134度38分12秒 イ 北緯34度13分22秒東経134度38分35秒	次の基点区第92号、基点区第93号、イ及び基点区第94号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第92号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称孫崎の鼻 基点区第93号 鳴門市鳴門町裸島東北端 基点区第94号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛地先に標示した標識 イ 基点区第94号から99度30分、600メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第52号	鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合	鳴門市鳴門町地先	次の基点区第94号、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第94号 北緯34度13分25秒東経134度38分12秒 イ 北緯34度13分22秒東経134度38分35秒 ロ 北緯34度11分26秒東経134度38分3秒 ハ 北緯34度11分27秒東経134度37分32秒	次の基点区第94号、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第94号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛地先に標示した標識 基点区第95号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂通称竜宮磯東端 基点区第95号の1 基点区第95号から200度、100メートルの点 イ 基点区第94号から99度30分、600メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第53号	鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合	鳴門市鳴門町三ツ石地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線とによって囲まれた区域 イ 北緯34度11分51秒東経134度35分55秒 ロ 北緯34度11分47秒東経134度36分7秒 ハ 北緯34度11分45秒東経134度36分6秒 ニ 北緯34度11分48秒東経134度35分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点区第96号 鳴門市鳴門町高島宇山路高島渡船場石垣西角 イ 基点区第96号から148度30分、154メートルの点 ロ 基点区第96号から122度、433メートルの点 ハ 基点区第96号から130度30分、455メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第54号	鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合	鳴門市鳴門町土佐泊及 び三ツ石地先	次の基点区第105号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点区第98号の1を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第98号の1 北緯34度11分42秒東経134度36分34秒 基点区第105号 北緯34度11分35秒東経134度36分58秒 イ 北緯34度11分33秒東経134度36分57秒 ロ 北緯34度11分40秒東経134度36分33秒 ハ 北緯34度11分42秒東経134度36分19秒 ニ 北緯34度11分45秒東経134度36分8秒 ホ 北緯34度11分47秒東経134度36分9秒 ヘ 北緯34度11分48秒東経134度36分12秒	次の基点区第105号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点区第98号の1を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第53号の6 鳴門市撫養町黒崎宇松島地先に標示した標識 基点区第98号 鳴門市鳴門町高島宇江尻山地先に標示した標識 基点区第98号の1 鳴門市鳴門町三ツ石宇南大手地先護岸に標示した標識 基点区第105号 鳴門市鳴門町土佐泊浦宇土佐泊通称大串の鼻 イ 基点区第105号から鳴門市撫養町大桑島宇津岩浜水門中央見通し線上50メートルの点 ロ 基点区第98号の1から203度、75メートルの点 ハ 基点区第98号から161度30分、341メートルの点 ニ 基点区第98号から218度30分、288メートルの点 ホ 基点区第98号から225度、222メートルの点 ヘ 基点区第98号から基点区第53号の6見通し線上125メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第55号	新鳴門漁業協同組合	鳴門市鳴門町土佐泊浦地先	次の基点区第107号、イ、ロ及び基点区第105号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第105号 北緯34度11分35秒東経134度36分58秒 基点区第107号 北緯34度11分18秒東経134度37分14秒 イ 北緯34度11分22秒東経134度37分12秒 ロ 北緯34度11分33秒東経134度36分57秒	次の基点区第107号、イ、ロ及び基点区第105号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第105号 鳴門市鳴門町土佐泊浦宇土佐泊通称大串の鼻 基点区第106号 鳴門市鳴門町土佐泊浦宇土佐泊地先突堤突端 基点区第107号 鳴門市鳴門町土佐泊浦宇土佐泊渡船場防波堤基部 イ 基点区第106号から245度、50メートルの点 ロ 基点区第105号から鳴門市撫養町大桑島宇津岩浜水門中央見通し線上70メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町土佐泊浦宇土佐泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第56号	鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合	鳴門市鳴門町鍋島沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びびの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度11分35秒東経134度36分43秒 ロ 北緯34度11分36秒東経134度36分41秒 ハ 北緯34度11分34秒東経134度36分40秒 ニ 北緯34度11分33秒東経134度36分42秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びびの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第103号 鳴門市鳴門町鍋島北端中央小鳴門橋中央橋台 基点区第104号 鳴門市鳴門町鍋島南端中央小鳴門橋中央橋台 イ 基点区第103号から291度30分、50メートルの点 ロ 基点区第103号から291度30分、100メートルの点 ハ 基点区第104号から291度30分、100メートルの点 ニ 基点区第104号から291度30分、50メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第57号	鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合	鳴門市鳴門町鍋島沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びびの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度11分34秒東経134度36分48秒 ロ 北緯34度11分31秒東経134度36分54秒 ハ 北緯34度11分28秒東経134度36分51秒 ニ 北緯34度11分31秒東経134度36分45秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びびの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第103号 鳴門市鳴門町鍋島北端中央小鳴門橋中央橋台 基点区第104号 鳴門市鳴門町鍋島南端中央小鳴門橋中央橋台 イ 基点区第103号から94度30分、91メートルの点 ロ 基点区第103号から115度、265メートルの点 ハ 基点区第104号から126度、240メートルの点 ニ 基点区第104号から126度、60メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第58号	里浦漁業協同組合	鳴門市撫養町岡崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びびの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度11分1秒東経134度37分18秒 ロ 北緯34度11分1秒東経134度37分21秒 ハ 北緯34度10分57秒東経134度37分25秒 ニ 北緯34度10分55秒東経134度37分23秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びびの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第108号の1 鳴門市撫養町岡崎宇二等道路東99番街灯基部 イ 基点区第108号の1から335度、150メートルの点 ロ 基点区第108号の1から12度、120メートルの点 ハ 基点区第108号の1から91度、120メートルの点 ニ 基点区第108号の1から118度、80メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖	10月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市里浦町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第59号	里浦漁業協同組合	鳴門市里浦町地先	次の基点区第108号、イ、ロ及び基点区第109号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第108号 北緯34度10分50秒東経134度37分45秒 基点区第109号 北緯34度10分52秒東経134度38分23秒 イ 北緯34度10分53秒東経134度37分47秒 ロ 北緯34度10分58秒東経134度38分24秒	次の基点区第108号、イ、ロ及び基点区第109号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第108号 鳴門市里浦町里浦宇坂田自転車道整備時に標示した標識 基点区第109号 鳴門市里浦町里浦宇平松地先導流堤基部 イ 基点区第108号から34度30分、100メートルの点 ロ 基点区第109号から2度30分、200メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市里浦町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第60号	里浦漁業協同組合	鳴門市里浦町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びびの各点を順次に結んだ8直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度10分41秒東経134度38分31秒 ロ 北緯34度10分40秒東経134度38分36秒 ハ 北緯34度10分6秒東経134度38分18秒 ニ 北緯34度9分10秒東経134度37分41秒 ホ 北緯34度8分47秒東経134度37分22秒 ヘ 北緯34度8分49秒東経134度37分13秒 ト 北緯34度9分18秒東経134度37分33秒 チ 北緯34度9分56秒東経134度38分3秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びびの各点を順次に結んだ8直線によって囲まれた区域 基点区第110号 鳴門市里浦町里浦宇平松大磯崎から海岸線南へ200メートルの点 基点区第111号 鳴門市里浦町里浦宇片桐、西浜界から護岸上北に98メートルの点 基点区第112号 基点区第113号から北へ980メートル鳴門市里浦町里浦宇恵美寿地先 基点区第113号 鳴門市里浦町里浦宇恵美寿旧吉野川左岸導流堤基部から北へ90メートルの点 イ 基点区第110号から111度30分、100メートルの点 ロ 基点区第110号から111度30分、250メートルの点 ハ 基点区第110号から191度30分、1,150メートルの点 ニ 基点区第112号から131度、380メートルの点 ホ 基点区第113号から107度30分、350メートルの点 ヘ 基点区第113号から107度30分、100メートルの点 ト 基点区第112号から107度30分、100メートルの点 チ 基点区第111号から104度30分、100メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市里浦町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第61号	里浦漁業協同組合	鳴門市里浦町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びビの各点を順次に結んだ9直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度10分40秒東経134度38分36秒 ロ 北緯34度10分35秒東経134度38分49秒 ハ 北緯34度10分23秒東経134度38分52秒 ニ 北緯34度9分48秒東経134度38分40秒 ホ 北緯34度9分5秒東経134度38分22秒 ヘ 北緯34度8分45秒東経134度37分28秒 ト 北緯34度8分47秒東経134度37分22秒 チ 北緯34度9分10秒東経134度37分41秒 リ 北緯34度10分6秒東経134度38分18秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びビの各点を順次に結んだ9直線によって囲まれた区域 基点区第110号 鳴門市里浦町里浦字平松大磯崎から海岸線南へ200メートルの点 基点区第111号 鳴門市里浦町里浦字片桐、西浜界から護岸上北に98メートルの点 基点区第112号 基点区第113号から北へ980メートル鳴門市里浦町里浦字恵美寿地先 基点区第113号 鳴門市里浦町里浦字恵美寿旧吉野川左岸導流堤基部から北へ90メートルの点 イ 基点区第110号から111度30分、250メートルの点 ロ 基点区第110号から111度30分、600メートルの点 ハ 基点区第110号から133度、870メートルの点 ニ 基点区第111号から104度30分、1,100メートルの点 ホ 基点区第112号から107度30分、1,400メートルの点 ヘ 基点区第113号から107度30分、500メートルの点 ト 基点区第113号から107度30分、350メートルの点 チ 基点区第112号から131度、380メートルの点 リ 基点区第110号から191度30分、1,150メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市里浦町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第62号	里浦漁業協同組合	板野郡松茂町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度8分29秒東経134度37分11秒 ロ 北緯34度8分32秒東経134度37分28秒 ハ 北緯34度8分4秒東経134度37分45秒 ニ 北緯34度8分8秒東経134度37分32秒 ホ 北緯34度8分13秒東経134度37分33秒 ヘ 北緯34度8分16秒東経134度37分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた区域 基点区第114号 板野郡松茂町豊久字豊久開拓旧吉野川右岸導流堤基部 基点区第115号 板野郡松茂町豊久字豊久開拓地先に標示した標識 イ 基点区第114号から導流堤上150メートルの点 ロ 旧吉野川右岸導流堤突端 ハ 基点区第115号から107度、1,300メートルの点 ニ 基点区第115号から107度、950メートルの点 ホ 基点区第115号から98度、950メートルの点 ヘ 基点区第115号から94度30分、450メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市里浦町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第63号	長原漁業協同組合	板野郡松茂町豊久沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、フ及びビの各点を順次に結んだ13直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度8分4秒東経134度37分45秒 ロ 北緯34度8分8秒東経134度37分32秒 ハ 北緯34度7分40秒東経134度37分25秒 ニ 北緯34度7分38秒東経134度37分17秒 ホ 北緯34度7分43秒東経134度36分59秒 ヘ 北緯34度7分35秒東経134度36分57秒 ト 北緯34度7分30秒東経134度36分55秒 チ 北緯34度7分27秒東経134度36分52秒 リ 北緯34度7分26秒東経134度36分48秒 ヌ 北緯34度7分26秒東経134度36分43秒 ル 北緯34度7分20秒東経134度36分39秒 ワ 北緯34度7分6秒東経134度37分35秒 フ 北緯34度7分42秒東経134度37分51秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、フ及びビの各点を順次に結んだ13直線によって囲まれた区域 基点区第115号 板野郡松茂町豊久字豊久開拓地先に標示した標識 基点区第115号の1 板野郡松茂町豊久字豊久開拓地先に標示した標識 基点区第116号 板野郡松茂町豊岡字山ノ手通称切戸 イ 基点区第115号から107度、1,300メートルの点 ロ 基点区第115号から107度、950メートルの点 ハ 基点区第115号から147度30分、1,350メートルの点 ニ 基点区第115号から156度30分、1,300メートルの点 ホ 基点区第116号から61度30分、1,130メートルの点 ヘ 基点区第116号から72度30分、980メートルの点 ト 基点区第116号から80度、900メートルの点 チ 基点区第116号から85度、800メートルの点 リ 基点区第116号から87度30分、690メートルの点 ヌ 基点区第116号から88度30分、570メートルの点 ル 基点区第116号から107度、500メートルの点 ワ 基点区第116号から107度、2,000メートルの点 フ 基点区第115号の1から110度、1,800メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	板野郡松茂町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第64号	長原漁業協同組合 川内漁業協同組合	板野郡松茂町長原沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度7分20秒東経134度36分39秒 ロ 北緯34度7分6秒東経134度37分35秒 ハ 北緯34度6分29秒東経134度37分32秒 ニ 北緯34度6分25秒東経134度37分17秒 ホ 北緯34度6分20秒東経134度36分55秒 ヘ 北緯34度6分24秒東経134度36分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた区域 基点区第116号 板野郡松茂町豊岡字山ノ手通称切戸 基点区第117号 板野郡松茂町長原今切川左岸導流堤基部 イ 基点区第116号から107度、500メートルの点 ロ 基点区第116号から107度、2,000メートルの点 ハ 基点区第117号から88度1分、2,215メートルの点 ニ 基点区第117号から92度、1,850メートルの点 ホ 基点区第117号から99度30分、1,300メートルの点 ヘ 基点区第117号から99度30分、500メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	板野郡松茂町及び徳島市川内町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第65号	長原漁業協同組合 川内漁業協同組合	徳島市川内町小松沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びビの各点を順次に結んだ7直線によって囲まれた区域。 ただしイ及びロを結んだ直線と最大高潮時海岸線との交点、イ及びトを結んだ直線と最大高潮時海岸線との交点並びにイを結んだ3直線によって囲まれた区域を除く。 イ 北緯34度6分3秒東経134度36分23秒 ロ 北緯34度6分3秒東経134度36分52秒 ハ 北緯34度5分56秒東経134度37分11秒 ニ 北緯34度5分42秒東経134度37分27秒 ホ 北緯34度5分9秒東経134度37分20秒 ヘ 北緯34度5分2秒東経134度37分18秒 ト 北緯34度5分2秒東経134度36分22秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びビの各点を順次に結んだ7直線によって囲まれた区域。 ただしイ及びロを結んだ直線と最大高潮時海岸線との交点、イ及びトを結んだ直線と最大高潮時海岸線との交点並びにイを結んだ3直線によって囲まれた区域を除く。 基点区第118号 徳島市川内町旭野鳴門徳島サイクリングロード小松休憩所より328度、164メートルの点 基点区第119号 徳島市川内町旭野吉野川左岸0.0キロメートルキロ杭 イ 基点区第118号から90度、500メートルの点 ロ 基点区第118号から90度、1,250メートルの点 ハ 基点区第118号から97度、1,750メートルの点 ニ 基点区第118号から107度、2,250メートルの点 ホ 基点区第119号から82度37分、1,797メートルの点 ヘ 基点区第119号から90度、1,725メートルの点 ト 基点区第119号から90度、300メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	板野郡松茂町及び徳島市川内町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第68号	長原漁業協同組合 川内漁業協同組合	徳島市吉野川河口	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度4分47秒東経134度36分13秒 ロ 北緯34度4分37秒東経134度37分2秒 ハ 北緯34度4分8秒東経134度36分46秒 ニ 北緯34度4分19秒東経134度36分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第119号 徳島市川内町旭野吉野川左岸0.0キロメートルキロ杭 基点区第120号 徳島市北沖洲吉野川右岸0.0キロメートルキロ杭(北 イ 基点区第119号から172度、470メートルの点 ロ 基点区第119号から120度、1,520メートルの点 ハ 基点区第120号から107度、1,500メートルの点 ニ 基点区第120号から107度、300メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	板野郡松茂町及び徳島市川内町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第69号	渭東漁業協同組合	徳島市北沖洲地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度4分21秒東経134度35分54秒 ロ 北緯34度4分14秒東経134度36分22秒 ハ 北緯34度3分55秒東経134度36分12秒 ニ 北緯34度4分1秒東経134度35分57秒 ホ 北緯34度4分10秒東経134度36分2秒 ヘ 北緯34度4分19秒東経134度35分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた区域 基点区第120号 徳島市北沖洲吉野川右岸0.0キロメートルキロ杭 基点区第121号 基点区第120号から沖洲護岸堤防上南へ560メートルの点 イ 基点区第120号から107度、127メートルの点 ロ 基点区第120号から107度、870メートルの点 ハ 基点区第120号から145度30分、1,020メートルの点 ニ ハから基点区第121号見通し線上429メートルの点 ホ 基点区第120号から139度5分、483メートルの点 ヘ 基点区第120号から139度5分、145メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北沖洲一丁目から北沖洲四丁目まで及び南沖洲一丁目から南沖洲五丁目	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第70号	徳島市辰巳漁業協同組合	徳島市地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度4分14秒東経134度36分22秒 ロ 北緯34度4分8秒東経134度36分46秒 ハ 北緯34度3分44秒東経134度36分25秒 ニ 北緯34度3分49秒東経134度36分12秒 ホ 北緯34度3分54秒東経134度36分15秒 ヘ 北緯34度3分55秒東経134度36分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた区域 基点区第120号 徳島市北沖洲吉野川右岸0.0キロメートルキロ杭 イ 基点区第120号から107度、870メートルの点 ロ 基点区第120号から107度、1,500メートルの点 ハ 基点区第120号から142度30分、1,485メートルの点 ニ 基点区第120号から151度、1,175メートルの点 ホ 基点区第120号から143度30分、1,075メートルの点 ヘ 基点区第120号から145度30分、1,020メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	徳島市津田町、津田本町、津田西町、津田浜之町、新浜町及び新浜本町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第71号	徳島市辰巳漁業協同組合	徳島市津田海岸町木工団地沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度2分22秒東経134度36分11秒 ロ 北緯34度2分39秒東経134度36分23秒 ハ 北緯34度2分40秒東経134度36分33秒 ニ 北緯34度2分20秒東経134度36分18秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第125号の1 徳島市徳島小松島港津田外防波堤南端 イ 基点区第125号の1から59度、415メートルの点 ロ 基点区第125号の1から41度、1,000メートルの点 ハ 基点区第125号の1から49度、1,195メートルの点 ニ 基点区第125号の1から74度、545メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	徳島市津田町、津田本町、津田西町、津田浜之町、新浜町及び新浜本町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第75号	小松島漁業協同組合	徳島市大原町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びビの各点を順次に結んだ5直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度1分26秒東経134度36分9秒 ロ 北緯34度1分25秒東経134度36分18秒 ハ 北緯34度1分20秒東経134度36分20秒 ニ 北緯34度1分9秒東経134度36分16秒 ホ 北緯34度1分9秒東経134度36分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びビの各点を順次に結んだ5直線によって囲まれた区域 基点区第129号 小松島市中田町東山通称高曾根灯台 イ 基点区第129号から349度30分、680メートルの点 ロ 基点区第129号から11度、650メートルの点 ハ 基点区第129号から19度、520メートルの点 ニ 基点区第129号から19度、155メートルの点 ホ 基点区第129号から322度、185メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小松島市小松島町、横須町、中田町及び金磯町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第76号	小松島漁業協同組合	小松島市横須町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度0分14秒東経134度36分1秒 ロ 北緯34度0分5秒東経134度36分38秒 ハ 北緯34度0分1秒東経134度36分34秒 ニ 北緯34度0分11秒東経134度35分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第132号の1 小松島市横須町旧大阪セメント埋立地東北端から防潮堤上南西へ100メートルの点 イ 基点区第132号の1から54度、180メートルの点 ロ 基点区第132号の1から99度30分、1,110メートルの点 ハ 基点区第132号の1から107度、1,050メートルの点 ニ 基点区第132号の1から107度、50メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小松島市小松島町、横須町、中田町及び金磯町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第77号	和田島漁業協同組合	小松島市和田島町地先	次の基点区第136号の3、イ及びロの各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第136号の3 北緯33度59分59秒東経134度37分41秒 イ 北緯34度0分6秒東経134度37分35秒 ロ 北緯34度0分14秒東経134度37分38秒	次の基点区第136号の3、イ及びロの各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第136号の3 小松島市和田島町西林堤防突端 基点区第136号の4 小松島市和田島町字洲端突堤突端 イ 基点区第136号の4から基点区第136号の3見通し線上150メートルの点 ロ 基点区第136号の4から55度の直線と最大高潮時海岸線との交点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小松島市和田島町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第78号	和田島漁業協同組合	小松島市和田島町地先	次の基点区第137号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第141号の2の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第137号 北緯34度0分34秒東経134度38分7秒 基点区第141号の2 北緯33度59分5秒東経134度39分9秒 イ 北緯34度0分46秒東経134度38分22秒 ロ 北緯34度0分40秒東経134度38分41秒 ハ 北緯33度59分44秒東経134度39分29秒 ニ 北緯33度59分17秒東経134度39分37秒	次の基点区第137号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第141号の2の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第137号 小松島市和田島町字遠見和田ノ鼻灯台 基点区第140号 小松島市和田島町字東浜手、東新開界から護岸上南に46メートルの点 基点区第141号の2 小松島市和田島町字東浜手6番海岸保全区域標杭の7番通称三石柱から護岸上南へ54メートルの点 イ 基点区第137号から47度30分、525メートルの点 ロ 基点区第137号から77度、890メートルの点 ハ 基点区第140号から77度、880メートルの点 ニ 基点区第141号の2から62度、800メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小松島市和田島町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第80号	阿南中央漁業協同組合	阿南市那賀川町江野島沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度59分8秒東経134度39分16秒 ロ 北緯33度59分23秒東経134度39分51秒 ハ 北緯33度58分42秒東経134度40分31秒 ニ 北緯33度58分21秒東経134度39分43秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第141号の2 小松島市和田島町字東浜手6番海岸保全区域標杭の7番通称三石柱から護岸上南へ54メートルの点 基点区第142号 阿南市那賀川町江野島今津漁港北防波堤基部 イ 基点区第141号の2から62度、200メートルの点 ロ 基点区第141号の2から62度、1,200メートルの点 ハ 基点区第142号から62度、1,600メートルの点 ニ 基点区第142号から62度、200メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市那賀川町江野島、色ヶ島、芳崎及び今津浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第82号	阿南中央漁業協同組合	阿南市那賀川町色ヶ島沖合	次のイ、ロ、ハ、基点区第144号の1及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第144号の1 北緯33度57分37秒東経134度40分24秒 イ 北緯33度58分13秒東経134度39分46秒 ロ 北緯33度58分36秒東経134度40分37秒 ハ 北緯33度57分59秒東経134度41分14秒	次のイ、ロ、ハ、基点区第144号の1及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第143号 阿南市那賀川町色ヶ島今津漁港南防波堤基部 基点区第144号の1 阿南市那賀川町みどり台出島防波堤に標示した標識 イ 基点区第143号から62度、200メートルの点 ロ 基点区第143号から62度、1,700メートルの点 ハ 基点区第144号の1から62度、1,450メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市那賀川町江野島、色ヶ島、芳崎及び今津浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第84号	阿南中央漁業協同組合	阿南市那賀川町みどり台地先	次の基点区第144号の1、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第144号の1 北緯33度57分37秒東経134度40分24秒 イ 北緯33度57分59秒東経134度41分14秒 ロ 北緯33度57分34秒東経134度41分49秒 ハ 北緯33度57分16秒東経134度41分50秒	次の基点区第144号の1、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第144号の1 阿南市那賀川町みどり台出島防波堤に標示した標識 基点区第145号 阿南市那賀川町みどり台中島港北防波堤基部 イ 基点区第144号の1から62度、1,450メートルの点 ロ 基点区第145号から8度30分、980メートルの点 ハ 基点区第145号から北防波堤上450メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市那賀川町上福井、中島、工地及び苅屋並びに住吉町及び領家町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第85号	阿南中央漁業協同組合	阿南市辰巳町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度56分25秒東経134度41分59秒 ロ 北緯33度56分44秒東経134度42分1秒 ハ 北緯33度56分43秒東経134度42分20秒 ニ 北緯33度56分24秒東経134度42分19秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第147号 阿南市辰巳町通称開拓地東北端 イ 基点区第147号から331度30分、260メートルの点 ロ 基点区第147号から354度30分、840メートルの点 ハ 基点区第147号から27度30分、910メートルの点 ニ 基点区第147号から62度、420メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市那賀川町上福井、中島、工地及び苅屋並びに住吉町及び領家町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第86号	福村漁業協同組合	阿南市辰巳町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度56分25秒東経134度42分23秒 ロ 北緯33度56分25秒東経134度42分42秒 ハ 北緯33度55分58秒東経134度42分53秒 ニ 北緯33度55分58秒東経134度42分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 基点区第147号 阿南市辰巳町通称開拓地東北端 基点区第148号 阿南市富岡港北導流堤基部から護岸上北へ50メートルの点 イ 基点区第147号から62度、540メートルの点 ロ 基点区第147号から76度、1,000メートルの点 ハ 基点区第148号から90度30分、1,050メートルの点 ニ 基点区第148号から90度30分、550メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市福村町、畷町及び向原町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第87号	福村漁業協同組合	阿南市畷町地先	次の基点区第150号の1、イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第150号の1 北緯33度55分28秒東経134度42分42秒 イ 北緯33度54分54秒東経134度42分24秒 ロ 北緯33度54分58秒東経134度42分14秒 ハ 北緯33度55分1秒東経134度42分5秒 ニ 北緯33度54分58秒東経134度42分3秒	次の基点区第150号の1、イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第150号の1 阿南市豊益町派川那賀川右岸導流堤先端 基点区第150号の3 阿南市畷町亀崎先端 イ 基点区第150号の3から77度、370メートルの点 ロ 基点区第150号の1から導流堤上西へ200メートルの点から基点区第150号の3見通し線上1,100メートルの点 ハ 基点区第150号の1から導流堤上西へ400メートルの点から二見通し線上1,100メートルの点 ニ 阿南市畷町淡島北防波堤基部から導流堤上東へ200メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市福村町、畷町及び向原町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第88号	中林漁業協同組合	阿南市中林町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びビの各点を順次に結んだ7直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度54分47秒東経134度42分21秒 ロ 北緯33度54分46秒東経134度42分26秒 ハ 北緯33度54分36秒東経134度42分26秒 ニ 北緯33度54分9秒東経134度42分5秒 ホ 北緯33度53分56秒東経134度41分48秒 ヘ 北緯33度54分0秒東経134度41分43秒 ト 北緯33度54分12秒東経134度42分2秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びビの各点を順次に結んだ7直線によって囲まれた区域 基点区第150号の3 阿南市畷町亀崎先端 基点区第151号 阿南市中林町通称唐人場角 基点区第151号の1 阿南市中林町中林漁港北防波堤基部 イ 基点区第150号の3から阿南市畷町地先丸島南端見通し線上300メートルの点 ロ 基点区第150号の3から阿南市畷町地先丸島南端見通し線上450メートルの点 ハ 基点区第150号の3から137度、620メートルの点 ニ 基点区第151号から130度、420メートルの点 ホ 基点区第151号の1から159度、520メートルの点 ヘ 基点区第151号の1から170度30分、380メートルの点 ト 基点区第151号から130度、300メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市中林町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第89号	中林漁業協同組合	阿南市中林町沖合	次の基点区第151号の1、イ、ロ、ハ及び基点区第151号の1の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第151号の1 北緯33度54分12秒東経134度41分41秒 イ 北緯33度54分16秒東経134度41分56秒 ロ 北緯33度54分15秒東経134度41分57秒 ハ 北緯33度54分4秒東経134度41分37秒	次の基点区第151号の1、イ、ロ、ハ及び基点区第151号の1の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第151号 阿南市中林町通称唐人場角 基点区第151号の1 阿南市中林町中林漁港北防波堤基部 イ 基点区第151号から130度、100メートルの点 ロ 基点区第151号から130度、150メートルの点 ハ 基点区第151号の1から防波堤上250メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市中林町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第90号	中林漁業協同組合	阿南市中林町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度53分27秒東経134度42分21秒 ロ 緯33度53分30秒東経134度42分25秒 ハ 北緯33度53分27秒東経134度42分28秒 ニ 北緯33度53分24秒東経134度42分25秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第149号の1 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂 イ 基点区第149号の1から180度、90メートルの点 ロ 基点区第149号の1から90度、90メートルの点 ハ 基点区第149号の1から117度、200メートルの点 ニ 基点区第149号の1から153度、200メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市中林町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第91号	橘町漁業協同組合	阿南市橘町袴傍示地先	次の基点区第163号、イ、ロ及び基点区第164号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第163号 北緯33度51分29秒東経134度38分1秒 基点区第164号 北緯33度51分33秒東経134度38分12秒 イ 北緯33度51分32秒東経134度38分0秒 ロ 北緯33度51分39秒東経134度38分9秒	次の基点区第163号、イ、ロ及び基点区第164号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第163号 阿南市橘町袴傍示地先に標示した標識 基点区第164号 阿南市橘町袴傍示通称田の下 イ 基点区第163号から阿南市橘町青木通称長崎の鼻見通し線上100メートルの点 ロ 基点区第164号から阿南市橘町幸田鉱業所南端見通し線上200メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月15日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市橘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第92号	橘町漁業協同組合	阿南市橘町高島地先	次の基点区第170号、基点区第171号及び基点区第170号の1の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第170号 北緯33度52分0秒東経134度40分33秒 基点区第170号の1 北緯33度52分10秒東経134度40分43秒 基点区第171号 北緯33度52分4秒東経134度40分20秒	次の基点区第170号、基点区第171号及び基点区第170号の1の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第170号 阿南市橘町高島通称小屋が谷の鼻 基点区第170号の1 阿南市橘町高島北端 基点区第171号 阿南市橘町高島通称かまの鼻	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市橘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第93号	橘町漁業協同組合	阿南市橘町高島地先	次の基点区第171号の2、イ、ロ及び基点区第171号の3の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第171号の2 北緯33度52分0秒東経134度40分19秒 基点区第171号の3 北緯33度51分53秒東経134度40分20秒 イ 北緯33度52分0秒東経134度40分9秒 ロ 北緯33度51分53秒東経134度40分10秒	次の基点区第171号の2、イ、ロ及び基点区第171号の3の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第171号の2 阿南市橘町高島通称古越東の中のハナ 基点区第171号の3 阿南市橘町高島通称中ジロ東の中のハナ イ 基点区第171号の2から270度、250メートルの点 ロ 基点区第171号の3から270度、250メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市橘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第94号	橋町漁業協同組合	阿南市榑町ウルメ島沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ8直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度51分54秒東経134度41分6秒 ロ 北緯33度52分3秒東経134度41分16秒 ハ 北緯33度51分59秒東経134度41分27秒 ニ 北緯33度51分57秒東経134度41分25秒 ホ 北緯33度51分58秒東経134度41分21秒 ヘ 北緯33度51分55秒東経134度41分19秒 ト 北緯33度51分56秒東経134度41分15秒 チ 北緯33度51分52秒東経134度41分10秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ8直線によって囲まれた区域 基点区第171号の4 阿南市榑町ウルメ島最高頂 イ 基点区第171号の4から329度30分、350メートルの点 ロ 基点区第171号の4から8度30分、600メートルの点 ハ 基点区第171号の4から38度、600メートルの点 ニ 基点区第171号の4から38度、500メートルの点 ホ 基点区第171号の4から26度、480メートルの点 ヘ 基点区第171号の4から23度30分、380メートルの点 ト 基点区第171号の4から6度30分、380メートルの点 チ 基点区第171号の4から341度、250メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市橋町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第95号	榑泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合 橋町漁業協同組合	阿南市福井町地先	次の基点区第174号、イ、ロ及び基点区第175号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第174号 北緯33度50分53秒東経134度38分30秒 基点区第175号 北緯33度50分45秒東経134度38分22秒 イ 北緯33度50分51秒東経134度38分33秒 ロ 北緯33度50分44秒東経134度38分25秒	次の基点区第174号、イ、ロ及び基点区第175号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第174号 阿南市福井町浜田地先の石垣東端 基点区第175号 阿南市福井町浜田住吉神社東の樋門 基点区第176号 阿南市福井町大戸、寒谷界から護岸上西に三十メートルの点 基点区第177号 阿南市福井町寒谷通称白ごろ小島北端 イ 基点区第174号から基点区第177号見通し線上100メートルの点 ロ 基点区第175号から基点区第176号見通し線上100メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月15日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市橋町、榑町及び榑泊町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第96号	榑泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合 橋町漁業協同組合	阿南市福井町地先	次の基点区第176号、基点区第177号及び基点区第178号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第176号 北緯33度50分36秒東経134度38分44秒 基点区第177号 北緯33度50分41秒東経134度38分58秒 基点区第178号 北緯33度50分46秒東経134度39分20秒	次の基点区第176号、基点区第177号及び基点区第178号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第176号 阿南市福井町大戸、寒谷界から護岸上西に30メートルの点 基点区第177号 阿南市福井町寒谷通称白ごろ小島北端 基点区第178号 阿南市福井町赤崎通称赤婆の鼻	第一種区画漁業	のり養殖業	9月15日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市橋町、榑町及び榑泊町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第97号	榑泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合 橋町漁業協同組合	阿南市榑町地先	次の基点区第183号及び基点区第184号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第183号 北緯33度51分4秒東経134度41分5秒 基点区第184号 北緯33度51分8秒東経134度41分14秒	次の基点区第183号及び基点区第184号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第183号 阿南市榑町楠ヶ浦通称津の峯 基点区第184号 阿南市榑町楠ヶ浦通称がねばの下の鼻	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市橋町、榑町及び榑泊町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第98号	榑泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合 橋町漁業協同組合	阿南市榑町楠ヶ浦地先	次の基点区第185号及び基点区第186号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第185号 北緯33度51分10秒東経134度41分17秒 基点区第186号 北緯33度51分12秒東経134度41分26秒	次の基点区第185号及び基点区第186号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第185号 阿南市榑町楠ヶ浦地先に標示した標識 基点区第186号 阿南市榑町大江地先に標示した標識	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市橋町、榑町及び榑泊町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第99号	榑泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合	阿南市榑町地先	次の基点区第199号、イ、ロ及び基点区第200号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第199号 阿南市榑町平松東側通称平松突堤基部(北緯33度50分9秒東経134度41分56秒) 基点区第200号 阿南市榑町小島通称松尾西の鼻(北緯33度50分10秒東経134度42分56秒) イ 北緯33度50分19秒東経134度41分52秒 ロ 北緯33度50分19秒東経134度42分53秒	次の基点区第199号、イ、ロ及び基点区第200号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第195号 阿南市榑泊町小吹川原南西角 基点区第199号 阿南市榑町平松東側通称平松突堤基部 基点区第200号 阿南市榑町小島通称松尾西の鼻 イ 基点区第199号から基点区第195号見通し線上320メートルの点 ロ 基点区第200号から阿南市榑泊町寺谷旧榑泊漁業協同組合見通し線上300メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市榑泊町及び榑町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第100号	榑泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合	阿南市榑泊町地先	次の基点区第189号、イ及び基点区第190号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第189号 北緯33度50分57秒東経134度42分7秒 基点区第190号 北緯33度51分2秒東経134度42分31秒 イ 北緯33度51分7秒東経134度42分8秒	次の基点区第189号、イ及び基点区第190号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第149号の1 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂 基点区第189号 阿南市榑町那波江地先に標示した標識 基点区第190号 阿南市榑町那波江地先に標示した標識 イ 基点区第189号から基点区第149号の1見通し線上300メートルの点	第一種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市榑泊町及び榑町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第101号	榑泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合	阿南市榑町地先	次の基点区第193号、イ及び基点区第194号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第193号 北緯33度50分11秒東経134度41分7秒 基点区第194号 北緯33度50分18秒東経134度41分28秒 イ 北緯33度50分9秒東経134度41分9秒	次の基点区第193号、イ及び基点区第194号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第193号 阿南市榑町瀬井地先の堤基部 基点区第194号 阿南市榑町谷ノ浦通称杓子の鼻 基点区第197号 阿南市榑町高瀬地先に標示した標識 イ 基点区第193号から基点区第197号見通し線上100メートルの点	第一種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市榑泊町及び榑町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第102号	椿泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合	阿南市椿町地先	次の基点区第197号、イ及び基点区第199号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第197号 北緯33度49分58秒東経134度41分19秒 基点区第199号 北緯33度50分9秒東経134度41分56秒 イ 北緯33度50分12秒東経134度41分54秒	次の基点区第197号、イ及び基点区第199号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第195号 阿南市椿泊町小吹川原南西角 基点区第197号 阿南市椿町高瀬地先に標示した標識 基点区第199号 阿南市椿町平松東側通称平松突堤基部 イ 基点区第199号から基点区第195号見通し線上100メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市椿泊町及び椿町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第104号	木岐漁業協同組合	海部郡美波町田井の浜沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度46分7秒東経134度35分1秒 ロ 北緯33度46分7秒東経134度34分54秒 ハ 北緯33度46分1秒東経134度34分54秒 ニ 北緯33度46分1秒東経134度35分0秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第203号の1 海部郡美波町西由岐、田井界通称足摺の鼻 イ 基点区第203号の1から280度、325メートルの点 ロ 基点区第203号の1から277度、500メートルの点 ハ 基点区第203号の1から257度、500メートルの点 ニ 基点区第203号の1から251度、350メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町木岐	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第105号	木岐漁業協同組合	海部郡美波町木岐山座沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度44分56秒東経134度34分45秒 ロ 北緯33度44分54秒東経134度34分52秒 ハ 北緯33度44分19秒東経134度34分37秒 ニ 北緯33度44分20秒東経134度34分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第203号の2 海部郡美波町木岐通称浜詰 イ 基点区第203号の2から53度、900メートルの点 ロ 基点区第203号の2から62度、1,025メートルの点 ハ 基点区第203号の2から140度、800メートルの点 ニ 基点区第203号の2から148度、675メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町木岐	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第106号	日和佐町漁業協同組合	海部郡美波町恵比須浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度44分39秒東経134度33分26秒 ロ 北緯33度44分39秒東経134度33分28秒 ハ 北緯33度44分34秒東経134度33分26秒 ニ 北緯33度44分35秒東経134度33分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第204号 海部郡美波町恵比須浜漁港西導流堤北端 イ 基点区第204号から9度、220メートルの点 ロ 基点区第204号から22度、218メートルの点 ハ 基点区第204号から30度、69メートルの点 ニ 基点区第204号から354度、81メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町恵比須浜、奥河内、日和佐浦及び山河内	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第107号	日和佐町漁業協同組合	海部郡美波町恵比須浜沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度44分20秒東経134度33分14秒 ロ 北緯33度44分19秒東経134度33分17秒 ハ 北緯33度44分13秒東経134度33分14秒 ニ 北緯33度44分13秒東経134度33分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第205号 海部郡美波町恵比須浜漁港西突堤先端 イ 基点区第205号から222度37分、289メートルの点 ロ 基点区第205号から210度25分、264メートルの点 ハ 基点区第205号から204度17分、463メートルの点 ニ 基点区第205号から211度49分、479メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町恵比須浜、奥河内、日和佐浦及び山河内	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第108号	日和佐町漁業協同組合	海部郡美波町山河内沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度41分8秒東経134度29分25秒 ロ 北緯33度40分56秒東経134度29分36秒 ハ 北緯33度40分46秒東経134度29分21秒 ニ 北緯33度40分58秒東経134度29分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第210号 海部郡美波町山河内宇明丸通称下明丸西鼻 イ 基点区第210号から157度30分、325メートルの点 ロ 基点区第210号から148度、800メートルの点 ハ 基点区第210号から178度、1,000メートルの点 ニ 基点区第210号から204度30分、662メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町恵比須浜、奥河内、日和佐浦及び山河内	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第110号	鞆浦漁業協同組合	海部郡海陽町浅川沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度37分57秒東経134度22分22秒 ロ 北緯33度37分50秒東経134度22分23秒 ハ 北緯33度37分49秒東経134度22分16秒 ニ 北緯33度37分55秒東経134度22分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第206号 海部郡海陽町浅川通称加鳥北防波堤突端 イ 基点区第206号から318度、150メートルの点 ロ 基点区第206号から216度、100メートルの点 ハ 基点区第206号から244度、280メートルの点 ニ 基点区第206号から283度、300メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町浅川	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第111号	鞆浦漁業協同組合	海部郡海陽町浅川沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度37分46秒東経134度22分11秒 ロ 北緯33度37分48秒東経134度22分18秒 ハ 北緯33度37分44秒東経134度22分20秒 ニ 北緯33度37分41秒東経134度22分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 区第206号の3 海部郡海陽町浅川港灯台 イ 区第206号の3から41度30分、325メートルの点 ロ 区第206号の3から51度、520メートルの点 ハ 区第206号の3から68度、490メートルの点 ニ 区第206号の3から68度、290メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町浅川	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第112号	鞆浦漁業協同組合	海部郡海陽町浅川沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度38分40秒東経134度23分55秒 ロ 北緯33度38分34秒東経134度24分4秒 ハ 北緯33度38分23秒東経134度23分51秒 ニ 北緯33度38分28秒東経134度23分42秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第206号の4 海部郡牟岐町、海陽町界通称丸島最高頂 イ 基点区第206号の4から130度、1,050メートルの点 ロ 基点区第206号の4から130度、1,350メートルの点 ハ 基点区第206号の4から150度、1,400メートルの点 ニ 基点区第206号の4から155度、1,150メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町浅川	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第113号	靛浦漁業協同組合	海部郡海陽町浅川沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度37分39秒東経134度22分30秒 ロ 北緯33度37分41秒東経134度22分39秒 ハ 北緯33度37分35秒東経134度22分41秒 ニ 北緯33度37分33秒東経134度22分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 区第206号の3 海部郡海陽町浅川港灯台 イ 区第206号の3から86度、690メートルの点 ロ 区第206号の3から83度、930メートルの点 ハ 区第206号の3から94度30分、980メートルの点 ニ 区第206号の3から101度、750メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町浅川	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第114号	靛浦漁業協同組合	海部郡海陽町那佐湾	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度35分9秒東経134度21分5秒 ロ 北緯33度35分8秒東経134度21分5秒 ハ 北緯33度35分8秒東経134度20分56秒 ニ 北緯33度35分8秒東経134度20分56秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第207号 海部郡海陽町靛浦那佐港砂利積込棧橋東側の突端 イ 基点区第207号から78度、470メートルの点 ロ 基点区第207号から80度、465メートルの点 ハ 基点区第207号から76度、230メートルの点 ニ 基点区第207号から71度、240メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町靛浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第115号	靛浦漁業協同組合	海部郡海陽町那佐湾	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度35分3秒東経134度20分47秒 ロ 北緯33度35分2秒東経134度20分47秒 ハ 北緯33度35分3秒東経134度20分37秒 ニ 北緯33度35分4秒東経134度20分38秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第207号 海部郡海陽町靛浦那佐港砂利積込棧橋東側の突端 イ 基点区第207号から174度30分、90メートルの点 ロ 基点区第207号から178度30分、130メートルの点 ハ 基点区第207号から250度30分、263メートルの点 ニ 基点区第207号から258度30分、250メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町靛浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第116号	靛浦漁業協同組合	海部郡海陽町那佐湾	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度35分5秒東経134度21分2秒 ロ 北緯33度35分3秒東経134度21分2秒 ハ 北緯33度35分3秒東経134度20分52秒 ニ 北緯33度35分5秒東経134度20分52秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第207号 海部郡海陽町靛浦那佐港砂利積込棧橋東側の突端 イ 基点区第207号から93度、390メートルの点 ロ 基点区第207号から100度、400メートルの点 ハ 基点区第207号から120度、160メートルの点 ニ 基点区第207号から100度、140メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町靛浦	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第117号	穴喰漁業協同組合	海部郡海陽町穴喰浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度33分39秒東経134度18分58秒 ロ 北緯33度33分32秒東経134度18分58秒 ハ 北緯33度33分31秒東経134度18分49秒 ニ 北緯33度33分39秒東経134度18分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第208号 海部郡海陽町穴喰浦水床に設置された突堤基部 イ 基点区第208号から44度30分、380メートルの点 ロ 基点区第208号から79度、270メートルの点 ハ 基点区第208号から24度、50メートルの点 ニ 基点区第208号から3度30分、270メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町穴喰浦及び久保	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第118号	穴喰漁業協同組合	海部郡海陽町穴喰浦沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度32分37秒東経134度18分50秒 ロ 北緯33度32分31秒東経134度18分54秒 ハ 北緯33度32分27秒東経134度18分49秒 ニ 北緯33度32分34秒東経134度18分42秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第209号 徳島県、高知県界二子島最高頂 イ 基点区第209号から351度、370メートルの点 ロ 基点区第209号から18度30分、213メートルの点 ハ 基点区第209号から319度、107メートルの点 ニ 基点区第209号から318度30分、373メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町穴喰浦及び久保	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第126号	椿泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合	阿南市椿泊地先	次の基点区第197号、イ及び基点区第199号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第197号 北緯33度49分58秒東経134度41分19秒 基点区第199号 北緯33度50分9秒東経134度41分56秒 イ 北緯33度50分12秒東経134度41分54秒	次の基点区第197号、イ及び基点区第199号の各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第195号 阿南市椿泊町小吹川原南西角 基点区第197号 阿南市椿泊町高瀬地先に標示した標識 基点区第199号 阿南市椿泊町平松東側通称平松突堤基部 イ 基点区第199号から基点区第195号見通し線上100メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市椿泊町及び椿町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第127号	椿泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合	阿南市椿泊地先	次のイ、ロ、ハ及びビの各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 イ 北緯33度50分6秒東経134度43分24秒 ロ 北緯33度50分19秒東経134度43分19秒 ハ 北緯33度50分20秒東経134度42分58秒 ニ 北緯33度50分7秒東経134度43分2秒	次のイ、ロ、ハ及びビの各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第196号 阿南市椿泊町燧崎刈又埼灯台 基点区第200号 阿南市椿泊町小島通称松尾西の鼻 イ 基点区第196号から164度の直線と最大高潮時海岸線との交点 ロ 基点区第196号から164度、740メートルの点 ハ 基点区第200号から9度、300メートルの点 ニ ハから164度の直線と最大高潮時海岸線との交点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市椿泊町及び椿町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第128号	椿泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合	阿南市椿泊地先	次の基点区第193号及び基点区第197号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第193号 北緯33度50分11秒東経134度41分7秒 基点区第197号 北緯33度49分58秒東経134度41分19秒	次の基点区第193号及び基点区第197号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第193号 阿南市椿泊町瀬井地先の堤基部 基点区第197号 阿南市椿泊町高瀬地先に標示した標識	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市椿泊町及び椿町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第129号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町宿毛谷沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分44秒東経134度30分11秒 ロ 北緯34度14分9秒東経134度30分11秒 ハ 北緯34度14分10秒東経134度31分20秒 ニ 北緯34度13分44秒東経134度31分19秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第6号の1 鳴門市北灘町鳥ヶ丸字女夫石谷暗渠(きよ) 基点区第10号 鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ北灘公民館北西角 イ 基点区第6号の1から342度46分、442メートルの点 ロ 基点区第6号の1から353度28分、1,177メートルの点 ハ 基点区第10号から9度58分、1,244メートルの点 ニ 基点区第10号から26度、450メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月25日から3月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第130号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町大浦沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度13分43秒東経134度31分58秒 ロ 北緯34度14分7秒東経134度31分58秒 ハ 北緯34度14分8秒東経134度32分37秒 ニ 北緯34度13分44秒東経134度32分37秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第15号 鳴門市北灘町粟田字ハンシカ谷水呑吐出口 イ 基点区第15号から291度13分、764メートルの点 ロ 基点区第15号から325度25分、1,247メートルの点 ハ 基点区第15号から15度10分、1,098メートルの点 ニ 基点区第15号から42度53分、422メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第132号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町粟田沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第19号の1の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第19号の1 北緯34度13分30秒東経134度33分55秒 イ 北緯34度13分24秒東経134度32分59秒 ロ 北緯34度13分35秒東経134度32分59秒 ハ 北緯34度13分34秒東経134度32分55秒 ニ 北緯34度14分13秒東経134度32分55秒 ホ 北緯34度14分14秒東経134度33分18秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第19号の1の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第16号 鳴門市北灘町粟田字大岸音谷川川口 基点区第19号の1 鳴門市北灘町、瀬戸町界 イ ロから180度の直線と最大高潮時海岸線との交点 ロ 基点区第16号から33度9分、365メートルの点 ハ 基点区第16号から18度15分、319メートルの点 ニ 基点区第16号から3度50分、1,493メートルの点 ホ 基点区第19号の1から324度30分、1,640メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月25日から3月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第133号	新鳴門漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次の基点区第72号の2、イ及びロを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第72号の2 北緯34度12分36秒東経134度36分54秒 イ 北緯34度12分49秒東経134度37分2秒 ロ 北緯34度12分52秒東経134度36分55秒	次の基点区第72号の2、イ及びロを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第69号の4 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛地先に標示した標識 基点区第72号の2 鳴門市鳴門町高島字山路長崎山通称鹿の首北岸 イ 基点区第72号の2から基点区第69号の4見通し線上460メートルの点 ロ イから290度の直線と最大高潮時海岸線との交点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第134号	新鳴門漁業協同組合	鳴門市ウチノ海	次の基点区第72号の1、イ及び基点区第72号の3を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第72号の1 北緯34度12分35秒東経134度36分54秒 基点区第72号の3 北緯34度12分40秒東経134度37分3秒 イ 北緯34度12分46秒東経134度37分3秒	次の基点区第72号の1、イ及び基点区第72号の3を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第69号の3 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称平谷 基点区第69号の5 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛地先に標示した標識 基点区第72号の1 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷通称鹿の首南岸 基点区第72号の3 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷通称ナカ鼻 イ 基点区第72号の1と基点区第69号の5を結んだ直線と基点区第72号の3を結んだ直線とによって囲まれた区域	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第135号	新鳴門漁業協同組合	鳴門市撫養町大桑島地先	次のイ、ロ、ハ及びビを順次に結んだ3直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度11分22秒東経134度36分48秒 ロ 北緯34度11分25秒東経134度36分50秒 ハ 北緯34度11分27秒東経134度36分45秒	次のイ、ロ、ハ及びビを順次に結んだ3直線によって囲まれた区域 基点区第105号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊通称大串の鼻 イ 鳴門市撫養町大桑島字津岩浜水門中央から基点区第105号見通し線上60メートルの点 ロ 鳴門市撫養町大桑島字津岩浜水門中央から基点区第105号見通し線上150メートルの点 ハ 鳴門市撫養町大桑島字津岩浜水門中央から345度、207メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第136号	新鳴門漁業協同組合	鳴門市撫養町岡崎地先	次のイ、ロ、ハ、基点区第108号の2及びビを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第108号の2 北緯34度11分4秒東経134度37分14秒 イ 北緯34度11分8秒東経134度37分10秒 ロ 北緯34度11分6秒東経134度37分11秒 ハ 北緯34度11分4秒東経134度37分14秒	次のイ、ロ、ハ、基点区第108号の2及びビを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第108号の2 鳴門市撫養町岡崎字二等道路西岡崎棧橋北西端 イ 基点区第108号の2から315度10分、153メートルの点 ロ 基点区第108号の2から304度35分、113メートルの点 ハ 基点区第108号の2から230度48分、20メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第137号	福村漁業協同組合	阿南市畷町地先	次の基点区第150号の1、イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第150号の1 北緯33度55分28秒東経134度42分42秒 イ 北緯33度54分54秒東経134度42分24秒 ロ 北緯33度54分58秒東経134度42分14秒 ハ 北緯33度55分1秒東経134度42分5秒 ニ 北緯33度54分58秒東経134度42分3秒	次の基点区第150号の1、イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第150号の1 阿南市豊益町派川那賀川右岸導流堤突端 基点区第150号の3 阿南市畷町亀崎突端 イ 基点区第150号の3から77度、370メートルの点 ロ 基点区第150号の1から導流堤上西へ200メートルの点から基点区第150号の3見通し線上1,100メートルの点 ハ 基点区第150号の1から導流堤上西へ400メートルの点 ニ 基点区第150号の1から179度43分、350メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市福村町、畷町及び向原町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第138号	由岐漁業協同組合	海部郡美波町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度45分58秒東経134度35分13秒 ロ 北緯33度45分58秒東経134度35分17秒 ハ 北緯33度45分54秒東経134度35分17秒 ニ 北緯33度45分54秒東経134度35分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第203号の1 海部郡美波町西由岐、田井界通称足摺の鼻 イ 基点区第203号の1から179度30分、200メートルの点 ロ 基点区第203号の1から153度2分、224メートルの点 ハ 基点区第203号の1から163度47分、364メートルの点 ニ 基点区第203号の1から179度43分、350メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町志和岐、東由岐、西由岐、港町及び西の地	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第140号	穴喰漁業協同組合	海部郡海陽町那佐湾	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度34分58秒東経134度20分6秒 ロ 北緯33度35分1秒東経134度20分4秒 ハ 北緯33度35分2秒東経134度20分8秒 ニ 北緯33度34分59秒東経134度20分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第211号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳の基 イ 基点区第211号から33度46分、348メートルの点 ロ 基点区第211号から22度21分、413メートルの点 ハ 基点区第211号から30度55分、488メートルの点 ニ 基点区第211号から41度24分、433メートルの点	第一種区画漁業	かきひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町穴喰浦及び久保	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第141号	北灘漁業協同組合	鳴門市北灘町粟田沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第19号の1の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第19号の1 北緯34度13分30秒東経134度33分55秒 イ 北緯34度13分24秒東経134度32分59秒 ロ 北緯34度13分35秒東経134度32分59秒 ハ 北緯34度13分34秒東経134度32分55秒 ニ 北緯34度14分13秒東経134度32分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第19号の1の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第16号 鳴門市北灘町粟田宇大岸音谷川川口 基点区第19号の1 鳴門市北灘町、瀬戸町界 イ ロから180度の直線と最大高潮時海岸線との交点 ロ 基点区第16号から33度9分、365メートルの点 ハ 基点区第16号から18度15分、319メートルの点 ニ 基点区第16号から3度50分、1,493メートルの点 ホ 基点区第19号の1から324度30分、1,640メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市北灘町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第142号	鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合	鳴門市スクノ海	イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 イ 北緯34度12分32秒東経134度36分42秒 ロ 北緯34度12分28秒東経134度36分28秒 ハ 北緯34度12分31秒東経134度36分19秒 ニ 北緯34度12分37秒東経134度36分24秒	イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第72号の1 鳴門市鳴門町土佐泊浦宇大谷通称鹿の首南岸 イ 基点区第72号の1から251度、323メートルの点 ロ 基点区第72号の1から251度、715メートルの点 ハ 基点区第72号の1から262度、902メートルの点 ニ 基点区第72号の1から273度、782メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第143号	鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合	鳴門市スクノ海	次のイ、ロ、ハ及びイの各点を順次に結んだ3直線によって囲まれた区域 イ 北緯34度12分35秒東経134度36分53秒 ロ 北緯34度12分25秒東経134度36分45秒 ハ 北緯34度12分25秒東経134度36分32秒	次のイ、ロ、ハ及びイの各点を順次に結んだ3直線によって囲まれた区域 基点区第72号の1 鳴門市鳴門町土佐泊浦宇大谷通称鹿の首南岸 イ 基点区第72号の1から248度、32メートルの点 ロ 基点区第72号の1から215度、400メートルの点 ハ 基点区第72号の1から241度、641メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳴門市鳴門町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第144号	和田島漁業協同組合	小松島市和田島町地先	次の基点区第136号の3、イ及びロの各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第136号の3 北緯33度59分59秒東経134度37分41秒 イ 北緯34度0分6秒東経134度37分35秒 ロ 北緯34度0分14秒東経134度37分38秒	次の基点区第136号の3、イ及びロの各点を順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第136号の3 小松島市和田島町宇西林堤防突端 基点区第136号の4 小松島市和田島町宇洲端突堤突端 イ 基点区第136号の4から基点区第136号の3見通し線上150メートルの点 ロ 基点区第136号の4から55度の直線と最大高潮時海岸線との交点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小松島市和田島町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第145号	和田島漁業協同組合	小松島市和田島町地先	次の基点区第137号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第141号の2の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第137号 北緯34度0分34秒東経134度38分7秒 基点区第141号の2 北緯33度59分5秒東経134度39分9秒 イ 北緯34度0分46秒東経134度38分22秒 ロ 北緯34度0分40秒東経134度38分41秒 ハ 北緯33度59分44秒東経134度39分29秒 ニ 北緯33度59分17秒東経134度39分37秒	次の基点区第137号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第141号の2の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第137号 小松島市和田島町宇遠見和ノ鼻灯台 基点区第140号 小松島市和田島町宇東浜手、東新開界から護岸上南に46メートルの点 基点区第141号の2 小松島市和田島町宇東浜手6番海岸保全区域標杭の7番通称三石柱から護岸上南へ54メートルの点 イ 基点区第137号から47度30分、525メートルの点 ロ 基点区第137号から77度、890メートルの点 ハ 基点区第140号から77度、880メートルの点 ニ 基点区第141号の2から62度、800メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小松島市和田島町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第146号	阿南中央漁業協同組合	阿南市那賀川町みどり台地先	次の基点区第144号の1、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第144号の1 北緯33度57分37秒東経134度40分24秒 イ 北緯33度57分59秒東経134度41分14秒 ロ 北緯33度57分34秒東経134度41分49秒 ハ 北緯33度57分16秒東経134度41分50秒	次の基点区第144号の1、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第144号の1 阿南市那賀川町みどり台島防波堤に標示した標識 基点区第145号 阿南市那賀川町みどり台中島港北防波堤基部 イ 基点区第144号の1から62度、1,450メートルの点 ロ 基点区第145号から8度30分、980メートルの点 ハ 基点区第145号から北防波堤上450メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阿南市那賀川町上福井、中島、工地及び苅屋並びに住吉町及び領家町	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第147号	由岐漁業協同組合	海部郡美波町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度45分58秒東経134度35分13秒 ロ 北緯33度45分58秒東経134度35分17秒 ハ 北緯33度45分54秒東経134度35分17秒 ニ 北緯33度45分54秒東経134度35分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第203号の1 海部郡美波町西由岐、田井界通称足摺の鼻 イ 基点区第203号の1から179度30分、200メートルの点 ロ 基点区第203号の1から153度2分、224メートルの点 ハ 基点区第203号の1から163度47分、364メートルの点 ニ 基点区第203号の1から179度43分、350メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町志和岐、東由岐、西由岐、港町及び西の地	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第148号	日和佐町漁業協同組合	海部郡美波町恵比須浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度44分39秒東経134度33分26秒 ロ 北緯33度44分39秒東経134度33分28秒 ハ 北緯33度44分34秒東経134度33分26秒 ニ 北緯33度44分35秒東経134度33分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第204号 海部郡美波町恵比須浜漁港西導流堤北端 イ 基点区第204号から9度、220メートルの点 ロ 基点区第204号から22度、218メートルの点 ハ 基点区第204号から30度、69メートルの点 ニ 基点区第204号から354度、81メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町恵比須浜、奥河内、日和佐浦及び山河内	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第149号	日和佐町漁業協同組合	海部郡美波町恵比須浜沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度44分20秒東経134度33分14秒 ロ 北緯33度44分19秒東経134度33分17秒 ハ 北緯33度44分13秒東経134度33分14秒 ニ 北緯33度44分13秒東経134度33分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第205号 海部郡美波町恵比須浜漁港西突堤先端 イ 基点区第205号から222度37分、289メートルの点 ロ 基点区第205号から210度25分、264メートルの点 ハ 基点区第205号から204度17分、463メートルの点 ニ 基点区第205号から211度49分、479メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町恵比須浜、奥河内、日和佐浦及び山河内	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第150号	日和佐町漁業協同組合	海部郡美波町日和佐浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度44分9秒東経134度32分56秒 ロ 北緯33度44分10秒東経134度32分56秒 ハ 北緯33度44分10秒東経134度32分57秒 ニ 北緯33度44分9秒東経134度32分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第212号 海部郡美波町通称田井の岩 イ 基点区第212号から296度、142メートルの点 ロ 基点区第212号から306度、158メートルの点 ハ 基点区第212号から312度、138メートルの点 ニ 基点区第212号から301度、119メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町恵比須浜、奥河内、日和佐浦及び山河内	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第151号	日和佐町漁業協同組合	海部郡美波町日和佐浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度43分54秒東経134度32分36秒 ロ 北緯33度43分55秒東経134度32分36秒 ハ 北緯33度43分55秒東経134度32分37秒 ニ 北緯33度43分54秒東経134度32分37秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第213号 日和佐港北防波堤灯台 イ 基点区第213号から23度、133メートルの点 ロ 基点区第213号から18度、162メートルの点 ハ 基点区第213号から27度、172メートルの点 ニ 基点区第213号から32度、145メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町恵比須浜、奥河内、日和佐浦及び山河内	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第152号	日和佐町漁業協同組合	海部郡美波町日和佐浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度43分48秒東経134度32分32秒 ロ 北緯33度43分47秒東経134度32分33秒 ハ 北緯33度43分46秒東経134度32分32秒 ニ 北緯33度43分47秒東経134度32分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第213号 日和佐港北防波堤灯台 イ 基点区第213号から210度、82メートルの点 ロ 基点区第213号から189度、91メートルの点 ハ 基点区第213号から199度、133メートルの点 ニ 基点区第213号から213度、128メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡美波町恵比須浜、奥河内、日和佐浦及び山河内	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第153号	鞆浦漁業協同組合	海部郡海陽町浅川沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度37分57秒東経134度22分22秒 ロ 北緯33度37分50秒東経134度22分23秒 ハ 北緯33度37分49秒東経134度22分16秒 ニ 北緯33度37分55秒東経134度22分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点区第206号 海部郡海陽町浅川通称加島北防波堤突端 イ 基点区第206号から318度、150メートルの点 ロ 基点区第206号から216度、100メートルの点 ハ 基点区第206号から244度、280メートルの点 ニ 基点区第206号から283度、300メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町浅川	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

区第154号	頼浦漁業協同組合	海部郡海陽町浅川地先	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度37分52秒東経134度22分3秒 ロ 北緯33度37分52秒東経134度22分6秒 ハ 北緯33度37分49秒東経134度22分8秒 ニ 北緯33度37分49秒東経134度22分5秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 区第206号の3 海部郡海陽町浅川港灯台 イ 区第206号の3から0度、441メートルの点 ロ 区第206号の3から11度10分、450メートルの点 ハ 区第206号の3から23度、372メートルの点 ニ 区第206号の3から9度、343メートルの点	第一種区画漁業	かきひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海部郡海陽町浅川	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
--------	----------	------------	---	--	---------	-----------	----------------	------------------------	----	----------	---